

平成 2 9 年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第 2 3 7 回定例会

1 2 月 2 7 日開会

1 2 月 2 7 日閉会

第237回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成29年12月27日(水曜日)

出席議員(18名)

1番 志村新一郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 細川健也君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 高橋茂美君	8番 管原研治君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 大槻充夫君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上雅浩君
管理課長 佐々木保方君	警防課長 半澤正勝君
指令課長 加藤修一君	教育次長 水戸雅彦君
業務課長補佐 穴戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 加藤雅章君	書記 佐藤真由美君
------------	-----------

議事日程

平成29年12月27日(水) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸報告
 - 第4 一般質問
 - 第5 第23号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 第6 第24号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第7 第25号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第8 第26号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
 - 第27号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)
- 午前11時 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第23号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第24号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第25号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第26号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第27号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長(柄目孝治君) みなさんおはようございます。

時節柄、大変お足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

これより、第237回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

只今の出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、15番、眞壁範幸君、18番、佐藤吉市君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) おはようございます。よろしくお願ひしたいと思います。

本日ここに、第237回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙中のところご出席をいただき、提出案件のご審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

この1年間なんとか理事長職としての仕事を務めさせていただきましたこと、改めま

して議員の皆さんに感謝申し上げたいというふうに思っております。

さて、行政報告といたしましては、はじめに、農林業系廃棄物の試験焼却関係についてであります。

試験焼却につきましては、新聞報道等がなされましたが、急きょ宮城県より連絡があり、10月議会定例会の行政報告において宮城県の方針に基づき、県下一斉に本年11月中旬以降に開始することを報告しておりましたが、報道にありましており年内の試験焼却の開始は見送られ、本日、知事と試験焼却予定4圏域の管理者の首長との会合が開催されることになりましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議におきましては、市町長懇談を行った結果、組合議会におきまして試験焼却にかかる補正予算の議決をいただいておりますこと、住民説明会も既に開催しておりますことから、試験焼却につきましては、前向きに進める方向で会合に臨みたいと考えております。

なお、開始時期につきましては、他圏域の状況を確認し、最終的に理事会において決定し、議会にご報告申し上げたいと考えております。

このことから、当組合としましては、引き続き試験焼却の準備を整えますとともに、その実施にあたりましては、クール毎に安全性の検証を行いながら実施する所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在の準備状況についてであります。モニタリングポストにつきましては、11月10日までに国において仙南クリーンセンター及び仙南最終処分場に据え付けが完了しております。

次に、仙南クリーンセンターにおける土壌調査の結果についてであります。

10月議会定例会において行政報告いたしましたとおり、10月26日に宮城県の立会いのもとで敷地境界4地点の土壌調査を実施いたしております。

11月6日に分析業者から報告書が提出され、4地点の放射性セシウム濃度は、1キログラム当たり4.6ベクレルから56.9ベクレルであったという分析結果が出ているところであります。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

はじめに、各斎苑建替整備工事にかかる年度間事業費の変更についてであります。

斎苑建替整備工事につきましては、当初、造成工事と並行して建築工事や火葬炉設備工事の一部に着手することで計画しておりましたが、実施工程を精査したところ、造成工事が終了し、建築確認の手続きを終えてから各種工事に着手しても、施設の供用開始時期に影響がないことが確認できましたので、年度間事業費の変更を行うことといたしました。

このことから、本年度工事費及び債務負担行為の限度額に変更が生じることから補正予算を編成し、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、現在の進捗状況についてであります。

柴田斎苑におきましては、仮設駐車場の整備が終了し、来月から造成工事に着手することとしております。また、白石斎苑につきましても、予定どおり来月から実施設計に着手することとしており、両斎苑とも順調に進捗しているところであります。

続きまして、柴田斎苑建替整備事業にかかる地元対策事業についてであります。

先般、村田町から地元対策事業について要望があり、理事会において協議を行っております。

協議の結果、村田町から要望があった岡・寄門地区の集会所建設事業、概算事業費 2,300 万円を地元対策事業として平成 30 年度から 31 年度までの 2 か年間で実施することに決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、予算の計上にあたりましては平成 30 年度当初予算に計上したいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、高規格救急自動車の事故についてであります。

本年 10 月 23 日午前 5 時 42 分頃、川崎出張所の高規格救急自動車が、救急搬送の帰路において村田町沼辺地内を走行中、冠水した道路に進入し、走行不能となったものであります。

この事故は、台風 21 号の接近に伴い、柴田郡内に大雨、洪水、暴風警報に加え土砂災害警戒情報が発令され、夜明け前の激しい降雨の中、車両の走行においては最上位の注意力、より一層の安全運転が求められる状況において発生した事故であり、誠に遺憾に思っております。

幸い、傷病者を病院に搬送した後の事故であったことから、直接の救急搬送に影響はありませんでしたが、車両のエンジン部及び電装系が浸水し、使用不能となったものであります。

この車両につきましては、現在、ディーラーにおいて点検整備中であり、川崎出張所には予備車を配備し、業務に支障がないよう対応しているところであります。

この度の事故につきましては、2 年前の消防ポンプ自動車の水没事故を受け、再三にわたり注意喚起を行ってきた中で起こったものであり、気の緩み、安全運転に対する認識不足が一因と考えられ、消防長に対し、より一層の指導徹底を図り、さらなる安全運転管理体制の確立に努めるよう、強く指示したところであります。

最後に、角田市の●●氏が当組合に対して損害賠償を請求している控訴審裁判の経過についてであります。

本年 10 月議会定例会での報告後、2 度の裁判が行われております。

これらの裁判では、裁判所から和解による解決ができないか話しがあり、現在、控訴人において裁判所による和解勧告の対応を検討しているところであります。

今回の裁判は来年 1 月 18 日に予定されておりますので、その結果を待つて理事会とし

て判断してまいりたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

日程第4 一般質問について

○議長(柄目孝治君) 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。

残り5分前に1回、終了時の2回ベルを鳴らしますので、ご承知願います。

それでは、12番、吉野敏明議員。

○12番(吉野敏明君) はい。12番吉野です。

○議長(柄目孝治君) 12番。

○12番(吉野敏明君) みなさん、おはようございます。

通告1号、12番吉野敏明、消防署の建て替えについて一般質問させていただきたいと思っております。

圏域住民の生命・財産を守る事を第一の使命と考え、常に研修・訓練等にあたり、日々消防・救急業務に従事して頂いている消防長を始めとする多くの消防署員に、敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

仙南圏域の消防署については、蔵王・村田・川崎・丸森の出張所の建て替えについては完了しているところですが、大河原・柴田・角田・白石消防署の建て替えについては、10か年の財政計画には、事業としての項目が出ているものの、財政的な措置がされていない所から、これから議論されるものと認識しています。

苫小牧消防本部を10月6日に議員視察研修してまいりましたが、苫小牧消防本部の出動時の署員の動線を考えた部屋の配置と設備の充実には目を見張るものがありました。

また、消防署員の訓練施設も充実しており、これからの消防署建て替えに大いに参考になると思われました。そこで以下の2点について質問させていただきます。

1. 財政的な問題も多いと考えますが、圏域住民の生命と財産を守る上でも、消防署の建て替えについては議論する時期に来ていると思慮しますが、仙南地域広域行政事務組合として、いつ頃をめどに消防署の建て替えを検討するのか、その考え方を答弁願いたいと思っております。

2. 10か年財政計画には、自主防災組織の設置を促進するとともに、自主防災リーダーの育成指導を図り地域防災の強化に努めるとあります。

建て替えについては消防署だけでなく、消防署員の訓練施設、圏域住民の防災意識を高揚させるような体験・訓練施設も必要と考えるが、どのように考えているのか。

以上、一般質問といたします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 吉野議員のご質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

1点目の、いつ頃をめどに消防署の建て替えを検討するのか。

2点目の、消防署員の訓練施設、圏域住民の防災意識を高揚させるような体験・訓練施設について、どのように考えるか、とのご質問であります。関連しておりますことから、一括してお答えいたします。

吉野議員ご指摘のとおり、消防署の建て替えにつきましては、組合10か年財政計画に掲載しておりますが、項目のみにとどまっているところであります。

各消防庁舎につきましては、平成18年から耐震診断を行い、耐震基準以下であった柴田、角田消防署につきましては、耐震補強工事を平成22年度に実施し、村田など4出張所につきましては、平成26年度までに新築建て替えを完了しております。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、庁舎の一部に亀裂が入るなどの被害はありましたが、すべての庁舎が小規模修繕で済み、現在使用しているところであります。

しかし、鉄筋コンクリート造りの消防庁舎は、耐用年数が50年とされており、柴田及び角田消防署は築49年、白石消防署につきましては築36年が経過している現状であります。

理事会といたしましても、そのような状況から消防庁舎の建て替えにつきましては、重要な課題と認識し、平成28年度に滋賀県の湖南広域消防局東消防署等について行政視察を行ったところであります。

組合議会議員の皆様には、本年度、北海道苫小牧市消防本部庁舎及び千歳市防災学習交流施設を視察していただいたとのことであり、消防業務に対しご理解をいただき、感謝申し上げる次第であります。

近年、地震による災害、地球温暖化に伴う巨大台風や局地的な豪雨が発生するなど、自然災害により甚大な被害が発生しており、大規模災害にも対応できる防災拠点としての消防庁舎整備等の必要性が増しております。

消防庁舎の建て替えを行うに当たりましては、このような現状を踏まえ検討して行かなければならないものと考えております。

当組合では、現在、仙南クリーンセンター及び最終処分場の整備が完了し、今年度からは白石斎苑及び柴田斎苑の整備に着手をしており、消防庁舎等の新たな事業の早期着手には、人的にも、財政的にも大変厳しい状況となっております。

そのような中でありますが、理事会といたしましては、現在、消防事務部局内において、消防庁舎建設検討準備委員会を設置し、消防署員の訓練施設等も含めて、事務レベルでの調査を行っているところでありますので、今後の財政状況と消防事務部局からの

報告を待って、検討して行きたいと考えているところであります。

なお、事務レベルでの調査内容等につきましては、消防長より答弁いたします。

以上でございます。

○消防長（咲間定実君） はい。

○議長（柄目孝治君） 消防長。

○消防長（咲間定実君） 消防長の咲間でございます。

理事長の命により、私のほうから答弁いたします。

消防庁舎の建て替えの検討につきましては、組合 10 か年財政計画に項目が計上されたことから、消防本部といたしまして、消防庁舎整備の検討を行うために、本年 4 月に消防庁舎建設検討準備委員会を消防本部内に設置したところであります。

現在、当委員会におきましては、県内外の先進事例となる消防庁舎の視察調査を行っており、県内では、大崎地域広域行政事務組合消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び岩沼市消防本部、県外にあっては、山形市消防本部及び東根市消防本部を事務段階で調査してきたところであります。

これまで調査した結果、近年、地震や火山活動の活発化、巨大台風など、いっどこで大規模災害が発生するかもわからない状況となっておりますことから、調査した各消防本部共に消防庁舎の建設にあたっては、通常時の災害対応のほかに県内外の消防応援隊や緊急消防援助隊を受け入れるために、敷地を大きく確保したり、ヘリコプターとの連携活動ができるようにヘリポートを整備するなど、災害時の防災活動拠点としての庁舎建設を行っているのが伺えました。

今後、さらに最新の消防庁舎等の視察を行うと共に、財源の確保が大きな課題でありますことから、国や県等の補助事業が活用できないか、また、P F I 等の事業手法なども当面調査・検討し、理事会に対して報告して行きたいと考えております。

次に、消防署員が行う訓練施設についてであります。

消防署員が行う訓練には、消防隊が火災現場において消火、人命救助、避難誘導、水損防止等、火災現場活動に必要となる一連の活動能力を習得するための火災防ぎょ訓練、交通事故救出訓練、そのほか水難救助や山岳救助訓練などがあります。

消防隊は様々な災害現場において、その能力を発揮し、被害を最小限に食い止めるために、計画的に訓練を積み重ね、消防活動能力を高めていく必要があります、そのため実際の災害に近い環境下で訓練を行う施設が必要となっております。

当消防本部では、主に、大河原消防署において、救助訓練施設を利用し訓練を行っておりますが、実火災体験型訓練や、風水害対応訓練などは対応できない状況であります。

また、圏域住民の防災意識を高揚させるような体験・訓練施設につきましては、県内において常設の防災教育施設を備えるのは、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、栗原市及び登米市において整備されており、消防庁舎内に防災教育施設として併設し、地域

住民が地震体験や煙中体験、119 番通報体験などを通して、もしもの時の行動を体験学習し、防災意識及び知識の向上を図る施設を備えております。

近年、自然災害の脅威は身近に迫っている状況でありますので、圏域住民が自分の身は自分で守る、という意識を身に付けてもらうことは重要であり、そのことにより仙南圏域の防災・減災に繋がっていくものだと考えております。

このようなことから、様々な災害に対応可能な消防署員の訓練施設と併せて圏域住民が気軽に楽しく防災に対する体験・訓練ができる施設についても、消防庁舎建設検討準備委員会において十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12 番(吉野敏明君) 議長、12 番。

○議長(柄目孝治君) 吉野議員。

○12 番(吉野敏明君) 答弁ありがとうございました。

それでは、2 点について追質問させていただきたいと思います。

まず、最初に、消防長として現存する消防庁舎の問題点、あるいは不具合な点をどのように把握しているのか。

また、これからの庁舎はどうあるべきと考えているのか、今答弁頂いた以外で何かあればその考え方をお聞かせしていただきたいと思います。

2 点目、消防庁舎建設にあたっては、多額の予算計上が必要になると思いますけども、今現地点で構いませんので、消防庁舎建設にあたっての補助メニュー等があるのかどうか、ある場合、その補助率はどれくらいになるのか答弁いただければと思います。

また、先程、P F I 事業で消防庁舎建設っていうお話がありましたけども、近隣市町村等で P F I を利用した消防庁舎の建設の事例があるのか、その辺のところも併せて答弁いただければと思います。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 詳細につきましては消防長からお願いしたいと思います。

○議長(柄目孝治君) 消防長。

○消防長(咲間定実君) 消防長として、吉野議員にお答えをいたします。

消防庁舎の問題点・不具合な点でございますけれども、まず、柴田・角田の消防庁舎にあつては、昭和 43 年に建てられたものであり、その後、増築された建物であります。

現在ですね、階段等も狭く、仮眠室も遠いことから、動線が悪くて出勤に時間を要しているところがあります。

また、各署とも、車庫のスペースが限られているものですから、増車と車両の大型化により、車両間隔が狭く、大きな地震の時には、横揺れにより車両同士の干渉や、職員の怪我なども危惧しているところでございます。

また、駐車場においては、車両台数が限られ、緊急時における召集職員の駐車スパー

スの確保に苦慮している署もございます。

さらに、職員の増加に伴う事務室の狭隘化や女性職員の採用により会議室を仮眠室などに改修したことから、会議室や収納スペースが狭くなっております。さらに、救急業務における汚物等の処理や、救急資機材の洗浄室がなく、洗面所などで、洗浄している状態であり、衛生的な問題もございます。

このようなことからですね、消防庁舎のなるべく早く、庁舎建設の検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2つ目の庁舎建設はどうあるべきか、との質問でございますけれども、これにつきましては消防庁舎につきましては、ただ建て替えるという事ではなく、圏域内の火山災害や集中豪雨、直下型地震など大規模災害にも対応するために、緊急消防援助隊の受け入れ場所や、訓練施設を設け、将来の災害に十分対応できる防災拠点施設として整備するとともに、あらゆる災害に対応できる消防職員や消防団員などを育てられる消防署として整備をしたいというふうに考えております。

次に、庁舎建設に補助はあるのかというご質問でございますが、現在のところですね、庁舎の建て替えで使える補助金というものはございません。

防災基盤整備事業の防災拠点施設、例えば防災センターの整備を仮に行う場合ですね、地方債で、防災対策事業債 75 パーセント、交付税算入率が 30 パーセントで、一般財源が 25 パーセントなどを使える場合もございますので、今後どのような補助金や有利な地方債が使えるか、十分検討して参りたいというふうに考えております。

次に、P F I 事業で建設した消防庁舎はあるのかというご質問でございますが、これにつきましては、消防本部で研修をしております、県内では石巻消防本部、山形県の東根市の消防庁舎が P F I で建設した庁舎でございます。

ですが、P F I 事業で計画する場合ですね、専門の職員を配置したり、P F I 導入の可能性調査やアドバイザー事業委託費が必要なことなど、経費もかかる上に、事業規模が小さい場合ですね、参入する業者もいないということもあるそうなので、どのようにしたら民間資金を活用した庁舎建設が可能なのか、これについても十分検討して参りたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○議長(柄目孝治君) 再質問ありますか。

○12 番(吉野敏明君) はい。

○議長(柄目孝治君) 吉野議員。

○12 番(吉野敏明君) ただいまですね、理事長並びに消防長から答弁があったように、近年、地震や火山活動、地球温暖化による局地的な豪雨など災害は大規模化するとともに多様化していくと思います。

また、仙南消防本部は緊急援助隊の県南の幹事消防本部ということもあり、その果た

す役割は大きなものがあると思っております。

災害時の防災活動の拠点として、また、圏域住民の防災意識高揚の体験が出来る施設を、財政的な面があるのは充分承知しておりますので、しっかりこれから組合として議論していただき、将来を見据えた消防庁舎の建設に、出来るだけ早い計画を希望して一般質問とさせていただきます。終わります。

○議長(柄目孝治君) 以上で、12番吉野敏明君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における、一般質問を終結いたします。

日程第5 第23号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例について

○議長(柄目孝治君) 日程第5、第23号議案仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長

○理事長(滝口茂君) 第23号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に関する給与改定を勧告しております。

この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法についても一般職に準じた改正を行っております。

このことから、当組合助役の期末手当について、国に準拠した改定を行うものであります。

また、附則で定めております助役の給料の特例減額率を、平成30年4月1日から現行の16パーセントから6パーセントに改めるものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) 第23号議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

第23号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴い助役の期末手当の支給率の改定を行うとともに、給与の特例の改定を行うものであります。

参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

こちら、第1条関係の新旧対照表になります。

第4条で定めております期末手当につきまして、0.05月の引き上げを行い、本年度の支給にあたりましては、12月に支給する期末手当に配分しようとするものであります。

次に、2ページの第2条関係の新旧対照表をご覧ください。

第1条関係の改正におきまして、期末手当にかかる支給割合を0.05月引き上げておりますが、平成30年度の支給にあたりましては、それを6月及び12月の期末手当に振り分けて支給するため、それぞれの支給割合を改めるものでございます。

これによりまして、期末手当の年間の支給月数を3.25月から3.30月にいたそうとするものであります。

次に、附則第4項において定めております、給与の特例の改定を行っております。

助役の給料につきましては、平成21年4月から16パーセントの減額を行い支給しておりましたが、平成30年4月からこの減額率を改め、6パーセントの減額措置を行い支給しようとするものであります。

なお、第1条関係は公布の日から施行し、本年12月1日から適用、第2条関係は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め討論を終結いたします。

これより、第23号議案仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第24号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(柄目孝治君) 日程第6、第24号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長

○理事長（滝口茂君） 第24号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

国は、人事院勧告に基づき一般職の国家公務員について、若年層に重点を置いた給料表の引き上げを行い、また、ボーナスについても同様に引き上げる給与の改定等を実施いたしております。

このことから、当組合におきましても、国及び構成市町に準じ本年4月に遡り、一般職職員の給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給割合等を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第24号議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

第24号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴い、国及び構成市町に準じ、一般職職員の給料表、ボーナスなどの改定を行うものであります。

参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。

第1条関係では、給料表の改定を行っております。

給料表につきましては、若年層を重点的に引き上げ、全体で平均0.2パーセント増額となるよう、別表第1、行政職給料表及び8ページ以降になりますが、別表第2消防職給料表の改正を行うものであります。

参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

第1条関係では、ボーナスの支給割合の改定を行っております。

第21条第2項におきまして、再任用以外の職員のボーナスにつきましては0.1月の引き上げ、再任用職員のボーナスについては0.05月の引き上げを行い、本年度の支給にあたりましては、それぞれ12月に支給する勤勉手当に配分しようとするものであります。

次に、11ページ、12ページの第2条関係の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

同じく、第21条第2項になりますが、第1条関係の改正におきまして、勤勉手当の支給割合を引き上げておりますが、平成30年度の支給にあたりましては、それを6月及び12月の勤勉手当に振り分けて支給するため、それぞれの支給割合を改めるものでございます。

これによりまして、再任用職員以外の職員のボーナスの支給月数を、年間4.30月から4.40月に、再任用職員のボーナスの支給月数を、年間2.25月から2.30月にいたそうとするものです。

また、附則で定めておりました給与制度の総合的見直しにかかる、特定職員に対する給与の支給等の特例を削る改正を行っております。

この附則の改正によりまして、参考資料の16ページになりますが、組合職員の育児休業等に関する条例及び組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、給与条例附則第7項にかかる読替え規定を削る必要があることから、一部改正条例の附則第5項及び第6項により2つの条例の改正を行っております。

なお、第1条関係は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用、ただし、勤勉手当にかかる改正につきましては本年12月1日から適用し、第2条関係は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第24号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第25号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（柄目孝治君） 日程第7、第25号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第25号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年10月1日に改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されたことにより、国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規

則等が一部改正されたことに伴い、当該条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。

○総務課長（阿部和之君） はい。

○議長（柄目孝治君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第 25 号議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

第 25 号議案、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

参考資料の 19、20 ページをお開き願いたいと思います。

理事長の提案理由にありますように、改正育児・介護休業法が本年 10 月 1 日に施行されております。

この法律の改正に基づきまして、非常勤職員が 1 歳 6 カ月から 2 歳に達する日までの子を養育するため育児休業することが出来ますよう、第 2 条の 4 を加えるなどの改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 25 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 25 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 26 号議案 平成 29 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

第 27 号議案 平成 29 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 2 号）

○議長(柄目孝治君) 日程第8、第26号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)及び第27号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

理事長から、提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第26号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算及び第27号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算の2議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,327万1千円を減額し、予算の総額を44億7,839万8千円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳出予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正を行ったほか、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備工事において、年度間の事業費が変更となったことにより、本年度の事業費を減額するとともに、入札執行残の減額等により物件費、維持補修費、普通建設事業費で減額の補正予算となっております。

また、歳入予算では、仙南クリーンセンターの売電収入において収入増が見込まれることから、市町負担金を1億2,526万4千円減額し、構成市町の負担軽減に努めるとともに、徴税费及び衛生費負担金において前年度の実績割の精算、消防費負担金では基準財政需要額の精算を併せて行ったところであります。

次に、債務負担行為の補正では、本年度末で契約期間が満了する、火葬業務委託料を追加するとともに、斎苑建替整備工事にかかる年度間事業費の変更等により、翌年度以降の事業費に変更が生じたことから、斎苑建替整備運営事業にかかる債務負担行為の変更を行っております。

次に、地方債の補正では、斎苑建替整備事業において2億550万円を減額し、消防施設整備事業では、事業内容の適債性が認められたことにより80万円増額の補正を行うものであります。

最後に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。歳入歳出予算において1万7千円の減額補正を行うとともに、債務負担行為の補正として、本年度末で契約期間が満了する、施設管理業務委託料及び舞台設備操作維持管理業務委託料を追加いたそうとするものであります。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて、詳細説明を求めます。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

○議長(柄目孝治君) 水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、理事長の命によりまして、第 26 号議案、第 27 号議案の詳細説明を申し上げます。補正予算書の 1 ページをお開き願います。

はじめに、第 26 号議案、平成 29 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第 3 号でございます。

今回、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2 億 8,327 万 1 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 44 億 7,839 万 8 千円といたそうとするものでございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳入の補正になります。

1 款分担金及び負担金でございます。

補正額は、1 億 3,079 万 2 千円の減額で、内訳といたしましては、1 目市町負担金が 1 億 2,526 万 4 千円の減、2 目消防費の財源になっております東日本高速道路株式会社負担金が、救急隊 1 隊あたりを維持する経費の引き下げによりまして 552 万 8 千円の減額となっております。

中頃の市町負担金内訳書をご覧いただきたいと思います。

はじめに徴税费です。補正額の合計の欄はゼロとなっておりますが、平成 28 年度の徴収金額及び移管件数の確定により精算を行っておることから、市町間で増減が出ているものでございます。

白石斎苑及び柴田斎苑については、斎苑建替事業費の入札執行残及び年度間工事の進捗率の変更により平成 29 年度の事業費が減額いたしましたことによりまして、減額となったものでございます。

仙南リサイクルセンターについては、ごみ搬入の実績割り精算によるものです。

次に、仙南最終処分場の 4 万 6 千円の減額については、白石市において実施いたしました、平成 28 年度分仙南最終処分場延命化対策費における不用額を組合において繰り越しを行い、今回減額いたすものでございます。

仙南クリーンセンターです。3,038 万 5 千円の減額です。

仙南クリーンセンターの負担金の減額の要因ですが、3 点程ございます。

1 点目は、ごみの焼却に伴う売電収入の増額が見込まれたこと。

2 点目は、農林業系廃棄物試験焼却業務委託料の契約執行残が生じたこと。

3 点目は、平成 28 年度借り入れました組合債利子償還金で、利率の確定により減額となったことによりまして、市町負担金が減額となったものでございます。

消防費の負担金については、平成 29 年度基準財政需要額の確定に伴う精算でございます。

12、13 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料 2 項 2 目 1 節清掃手数料のごみ処理手数料では、仙南リサイク

ルセンターにおいて、許可業者及び一般持ち込み者の搬入の減の見込みにより、ごみ処理手数料の減額を見込んでおるところでございます。

この減額の理由でございますが、仙南クリーンセンターの稼動により、その他プラスチックなどの搬入先が仙南クリーンセンターになったためでありまして、そのため、仙南クリーンセンターでは、369万2千円の増収を見込んでおります。

また、動物死体焼却手数料では、持ち込み者の減から45万6千円の減額を見込んでおるところでございます。

下の3款国庫支出金です。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金では、放射能測定委託料にかかる補助金でございますので、契約執行残分が減額となっておりますのでございます。

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金では、歳出において農林業系廃棄物試験焼却業務委託料の契約執行残186万6千円を減額しております。

その財源であります、当該補助金補助率2分の1、93万3千円を減額いたしましたものであります。残りの2分の1、93万3千円については、震災復興特別交付税となりますので、見合い分といたしまして市町負担金を減額いたしております。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

5款財産収入2項1目1節の物品売払収入におきまして、仙南リサイクルセンターで処理をしております、鉄類やアルミの売却単価の値上がりにより、資源回収物売払代の増収を見込んでおるところでございます。

16、17ページお願いします。

6款繰入金1項1目1節財政調整基金繰入金では、人件費の増や、灯油単価の値上げにより歳出経費の増額に対応するために、滞納整理課、介護保険課、白石・柴田斎苑、教育委員会において追加をしてございます。

仙南リサイクルセンターは、収入増により繰入を要しなくなったことによりまして減額といたしたものでございます。

消防本部については、高速自動車道救急業務負担金の収入減の対応といたしまして、繰り入れを追加いたしましたものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。

8款諸収入3項2目1節雑入におきまして、ごみ量の増に伴い仙南クリーンセンター売電収入3,964万円を追加いたしまして、また、東京電力原発事故に伴い生じた損害にかかる賠償金として、放射性廃棄物埋立地区画整備工事などにかかる費用の賠償分187万9千円追加してございます。

以上が歳入の補正予算となります。

続きまして、8ページ、9ページお願いします。

下段の表になります。歳出予算事項別明細書です。議会費、総務費、民生費、消防費、

教育費については、主に、職員の人事異動や、給与条例改正、共済組合率の改正により追加の予算となっております。衛生費については、3億27万8千円の減額となっております。主に斎苑建替事業費によるものでございますので、36、37ページお願いします。

4款衛生費1項3目白石斎苑建替事業費、4目柴田斎苑建替事業費では、ともに、13節委託料及び15節工事請負費の契約執行残を減額すると共に、平成29年度の事業費の進捗率の変更により減額となっております。

白石斎苑については、工事の進捗率が10パーセントから3パーセントに、柴田斎苑については、20パーセントから6パーセントと変更となったことが減額の要因でございます。この減額により、地方債と市町負担金を減額しております。

38、39ページお願いします。

4款衛生費2項1目清掃総務費では、1,488万円追加いたしております。

主な理由ですが、25節積立金で、仙南クリーンセンターにおいて財政調整基金積立金1千万円追加いたしたことによるものです。この財源については、売電収入分でございます。

40、41ページお願いします。

2目じん芥処理では、16万3千円の追加です。

11節需用費、13節委託料、15節工事請負費において、契約執行残を減額しておりますが、13節委託料では、ごみ処理量の増加により仙南クリーンセンター運営委託料836万9千円を追加し、併せて、飛灰運搬委託料も75万7千円の追加をしております。この財源については、売電収入分でございます。

農林業系廃棄物試験焼却業務委託料では、契約執行残として186万6千円を減額しております。この減額により国庫補助金2分の1の93万3千円、震災復興特別交付税見合い分として市町負担金93万3千円減額としております。

50、51ページお願いします。

7款公債費では、仙南クリーンセンターにおいて、平成28年度借りました組合債利子償還金で、利率の確定により減額するものでございます。この減額分により市町負担金を減額しております。

次に、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正については、理事長の提案理由のとおりでございます。

以上が、第26号議案一般会計補正予算（第3号）となります。

続きまして、63ページをお願いします。

第27号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号です。

今回、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5487万6千円といたそうとするものです。

70、71 ページお願いします。歳入の補正です。

1 款事業収入 1 項 1 目 1 節仙南芸術文化センター事業収入では、友の会会員数において、当初で見込んだ会員数から 10 名ほど減少するとの見込みから 3 万 2 千円減額としております。

72、73 ページお願いします。歳出の補正です。

1 款 1 項 1 目の仙南芸術文化センター費では、283 万 8 千円の減額です。

主に職員の人事異動により人件費が減となり、11 節需用費において、上半期の電気水道使用量及び今後の見込み減により光熱水費を減額し、18 節備品購入費では、契約執行残を減額したことによるものです。

この減額分は、74、75 ページお願いします。

歳入の減額分と調整し、予備費に追加しております。

次に、第 2 表債務負担行為補正については、理事長の提案理由のとおりでございます。

以上が、第 27 号議案仙南芸術文化センター特別会計補正予算第 2 号でございます。

以上で、第 26 号議案、第 27 号議案の詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

他に質疑はありますか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 26 議案、平成 29 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 26 議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第 27 号議案、平成 29 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 27 議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 237 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でございました。

午前 1 1 時 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成29年12月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 眞 壁 範 幸

署名議員 佐 藤 吉 市